マイナポイントをもらうためには2月末までにマイナンバーカードの交付申請を（期限が延長されました）

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って必要な手続きを行うことで、自身が選んだキャッシュレス決済サービスのポイントを最大20,000円分もらえるキャンペーンです。

ポイントをもらうためには、マイナンバーカードを使った申し込みが必要です。まだマイナンバーカードを持っていない方でも、2月末までにカード交付の申請をすれば、ポイントの申し込みができます（ポイント申し込み期限は、決まり次第公表）。

◇ポイント申し込みに必要なもの

・マイナンバーカード（4桁の暗証番号が分かること）

・キャッシュレス決済サービスの情報（カード、アプリ、会員情報など）

・公金受取口座を登録する方は、金融機関の口座番号が分かるもの（通帳など）

▼ポイント申込方法＝マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンやパソコンから申し込みができます。市役所での申し込みサポートを希望する方は、本庁舎1階のサポート窓口までお越しください。

▼サポート窓口＝本庁舎1階受付脇（平日8時30分～16時（予約不要））

▲マイナポイント事業ウェブサイト（総務省マイナポイント事務局）

問**マイナンバー総合フリーダイヤル**
☎0120(95)0178

子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限は2月28日㈫まで

◇ひとり親世帯分

▼支給対象＝①～③いずれかに該当する方（ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く）

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方

②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となる方

▼申請方法

①の方＝昨年6月に案内済

②③の方＝**申請が必要**です

▼支給額＝対象児童1人当たり一律5万円

▼支給予定日

①の方＝6月下旬に支給済

②③の方＝申請受付後順次支給

◇ひとり親世帯以外分

▼支給対象＝①～④いずれかに該当する方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

②令和4年4月以降令和5年2月末までに出生等により児童手当または特別児童扶養手当の認定を受け、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

③対象児童の養育者（例：高校生相当のみを養育している方）であり、令和4年度住民税均等割が非課税の方

④新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

▼対象児童＝平成16年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童（特別児童扶養手当を受けている障がい児は20歳未満）

▼申請方法

①の方＝昨年6月に案内済

②の方＝原則申請不要。順次案内しています。

③④の方＝**申請が必要**です。問い合わせください。

▼支給額＝対象児童1人当たり一律5万円

▼支給予定日

①の方＝7月下旬に支給済

②の方＝支給要件確認後順次

③④の方＝申請受付後順次

問**子育て支援課児童家庭班**
☎0475(70)0331

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による市営ガス料金の値引き

市は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の申請が採択されたことから、市営ガス料金の値引きを開始します。

▼対象＝市営ガスを契約している方（年間契約量が1000㎥未満の家庭や企業など）

なお、手続きは不要です。

▼期間＝令和5年2月検針分（1月使用分）から令和5年10月検針分（9月使用分）

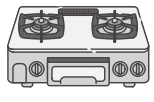

▼値引単価＝1㎥当たり30円（税込）

※10月検針分（9月使用分）は1㎥当たり15円（税込）。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

▲資源エネルギー庁特設サイト

問**ガス事業課**
☎0475(72)1131

お薬手帳を持ちましょう

「お薬手帳」とは、過去に病院等で処方された薬の記録をまとめるための手帳です。薬の重複服用を防ぎ、副作用やアレルギー歴等の情報を知らせることで、適切な治療につなげることができます。正確な情報を提供するため、お薬手帳は一冊にまとめましょう。詳細は、かかりつけの調剤薬局にご確認ください。

◇ジェネリック医薬品を上手に利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、別の会社が同じ主成分、効能で作った薬です。薬の研究開発費がかからないことから、新薬より割安の価格となります。

※ジェネリック医薬品の利用には処方せんが必要です。お薬手帳を活用し、医師や調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

問**市民課国保班**
☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

第三者行為による届出

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為により治療を受ける際の費用は加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば健康保険で治療を受けることができます。その際は、必ず問い合わせの上「第三者の行為による傷病届等」を提出ください。

問**市民課国保班**
☎0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336
千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課
☎043(216)5013

今月は児童手当の支払期です

令和4年9月から12月末までに新たに認定を受けた方、以前より手当を受給している方は、2月10日㈮に市から指定口座に振り込まれます。

支払予定の方には市より支払通知書を送付します。

▶支給金額

・0歳～3歳未満（一律）
　月額15，000円

・3歳～小学校修了前（第1子・第2子）
　月額10，000円

・3歳～小学校修了前（第3子以降）
　月額15，000円

※所得制限を超えた場合は、
　0歳～中学生（一律）月額5，000円となります。

※所得上限を超えた場合は、
　0歳～中学生（一律）支給無しとなります。

問**子育て支援課児童家庭班**
☎0475(70)0331

新型コロナワクチン接種情報

オミクロン株対応2価ワクチン接種（1人1回の実施）

初回接種（1・2回目）が完了した12歳以上の方を対象に実施しています。

接種券付予診票は、**最後の接種から3か月が経過**する前に順次発送しています。お手元に届きましたら予約可能となりますので、希望する方は早めの予約をお願いします。

小児（5歳～11歳）ワクチン接種

初回接種（1・2回目）と追加接種（3回目）を実施しています。接種間隔はワクチンの回数で異なりますので、詳細は市ホームページをご確認ください。

小児集団接種の最終日は3月26日㈰です

※市内医療機関では、生後6か月～11歳の接種を実施していません。

※乳幼児（生後6か月～4歳）初回接種の対象者には、すでに接種券を送付しています。新たに生後6か月となる方は、国が示す実施期間内に初回接種（1～3回目）が完了しないため、現時点では接種券を送付していません。

※新型コロナワクチン接種の前後2週間は、インフルエンザワクチンを除き他のワクチン接種を受けることができません。予防接種は計画的に受けるようお願いします。

※ワクチンの入荷状況等により接種体制が変更となる場合があります。
最新の情報は、市ホームページ等でご確認ください。

▲市ホームページ

問**市新型コロナワクチンコールセンター**　☎0475（53）3355（㈯・㈰・祝日を除く9時～16時30分）
健康増進課成人保健・予防班　☎0475（72）8321

国が示すワクチン接種実施期間は3月までです　接種を検討している方は早めの予約をお願いします
問健康増進課成人保健・予防班　☎0475（72）8321